

明治10年代群馬県勧業政策担当部署における部署改組の変遷、および構成員の活動についての一考察

富 澤 一 弘・江 崎 哲 史

The Study on Department System for Promotion of Industries
in Gunma Prefecture during Early Meiji Era.

Kazuhiro TOMIZAWA · Satoshi ESAKI

要 旨

明治10年代における行政制度の整備は、官等俸給の整備から服務規程の体系化等、多岐に及んだ。それは地方行政においても同様であり、群馬県においても官吏の序列が整理される等の影響があった。その反面、組織的枠組みに代表されるような実務的な面における整備が遅れていた。

一方、勧業という側面においても、明治10年代前半は中央官庁の政策に統一性を欠いた時代であり、府県―群馬県における勧業政策担当部署の改組も他部署を吸収するに止まり、この改組が有効な予算の確保や執行につながった訳ではなかった。

このような性格を有する部署の構成員は、当局にとっては旧体制における要人の登用が有効な手段であった。群馬県においては、県令の人脈によって赴任した旧藩士が勧業課長として辣腕を振るった。県職員の採用制度が未整備な上に、府県水準では大学出の技官の招聘が行われていないという時代的制約があったからである。

そしてこうした勧業課職員の職務範囲は、県会における勧業予算の確保から、県下要地の視察、中央官庁との連絡のための上京等、多岐にわたった。

さらにはこうした部署の活動は、発足直後の農商務省の政策を府県水準において支援するものであった。明治10年代における群馬県勧業政策担当部署構成員の活動の歴史的意義は、旧体制以来の要人が、明治期において部署の中軸として最後の活躍を行ったことであった。

明治20年代になると農政は科学農法の普及に伴い、徐々に学士の時代へと推移していく。さらに明治19年の地方行政制度の改正によって、技官の序列において各省統一の基準が新設され、以降は高等教育を受けた技官の地方への赴任も頻繁に行われることとなった。こうした時代背景によって、

農学士が、中央官庁や各府県を問わず政策の実務的側面において辣腕を振るうこととなった。

はじめに

明治10年代における行政制度の整備は、官等俸給の整備から服務規程の体系化等に至るまで多岐に及んだ。それは地方行政一例えば群馬県においては、官吏の序列が整理されるなどの影響があった。その反面組織的枠組みに代表されるような、実務的な面における整備が遅れた。換言すれば、それは各府県における県令・知事の裁量に負う部分が大きかったということであり、地方税支出を伴う政策等に如実に反映される結果となった⁽¹⁾。この時代の群馬県勸業政策担当部署も中央官庁の政策の空隙を補完すべく、係単位の部署改組が県当局主導で行われた⁽²⁾。そして地方税支出を伴う政策についても、殖産興業路線やその転換、農商務省の発足に伴う同業者組合設立等に代表されるような中央官庁の政策の影響を受けつつ、場合によっては独自の府県水準の政策を行う事例が存在した⁽³⁾。

一方、その構成員については、勸業政策については特定の旧藩藩士や旧幕臣が、県属として政策の中軸を担った。こうした状況は、農科大学出身の技官が赴任するまで継続した。そしてこれら藩士の登用は、ある一定の人脈に基いて行われていたものと考えられる。

要するに、明治10年代は制度の未確立な部分の人脈や県令・知事、そして県当局の裁量で補う試みがなされた時代であったが、その後半には、こうした状況に変化が訪れることとなった。

明治18年の内閣制度発足に伴う各省官制の公布により、地方行政を担う中央官庁・内務省が改組され、次の時代において府県水準の勸業政策の中軸を担う技官の官等俸給が各省共通となった。そして翌19年の地方官官制の公布により、それまで以上にそれらは、各府県において画一的なものとなった。

本稿は、こうした明治10年代群馬県勸業政策担当部署における組織の変遷や構成員の配属状況、そして活動状況、さらには構成員の勸業予算確保や各種出張についても考察を加える。

なお先行業績として、中央官庁の動向については大震会『内務省史』、公務員制度については日本公務員制度史研究会『官吏・公務員制度の変遷』、府県水準の勸業政策については三浦黎明氏の研究等が挙げられるが、府県の政策担当部署における人員配置や組織の変遷についての研究は、さほど多くはない⁽⁴⁾。

第1章 組織変遷および構成員の配属状況

第1節 改組の変遷

この章では、明治初頭より10年代における群馬県勸業政策担当部署の改組や職務分掌の変遷について触れる。その概要としては、明治14年の山林係編入等、他部署を編入しながら次第に組織規模

明治10年代群馬県勸業政策担当部署における部署改組の変遷、および構成員の活動についての一考察（富澤・江崎）

を拡大していくが、明治19年の地方官官制により整理される、というものである。

地方行政組織については、明治4年11月の県治条例（太政官第623号）、県治職制により初めて組織的に整えられるが、この段階では開墾・通船・培殖・漁猟等の勸業行政を専門に行う部署は「勸業掛」として租税課の分掌とされていた⁽⁵⁾。

明治6年には、熊谷県の置県に際して租税課より庶務課に移管するが、その実態は積極的な勸業政策を展開する部署とは程遠かったようである。群馬県会の発足した明治12年の報告には、その沿革について次のような記載が存在する⁽⁶⁾。

明治六年ノ六月置縣ノ際旧群馬・入間兩縣ニ於テ庶務課ノ分掌ニ勸業掛巡回方ナルモノヲ設ケ地方警邏ノ任トシ其掌管事務中各業保護民産興起ヲ勸奨セシムルノ制アリシヲ受継キ當時改正セズ踐行セシム（中略）然レドモ其勸業掛ナルモノハ、熊谷ノ本廳ニ庶務課學務係ヨリ兼ヌルモノ一二員、高崎ノ支廳ニ同一ニアルノミニシテ其他ハ一般地方ノ警察ニ従事スルヲ以當務概ネ警察上ニ混淆ス、加之蠶種製造・生糸取締等ノ如キ公布条規アル事業ハ、税則ノミニ關シ租税課ノ分掌雜稅掛ノ負担スルトコロニ係ル故ニ勸業ノ當務甚微々タリ而シテ同七年ノ三月巡回方ヲ廢シ警視方ヲ置レ、勸業ト警察ト分權ノ後ハ學務ト體體ノ姿ニ至レリ、同八年ノ四月學務課ノ創立ニ際シ、未ダ判然ナラズ

明治6年6月、県当局は勸業掛に「巡回方」を設けるが、その目的は警察業務をも含む「地方警邏」であった。

加えて勸業掛配属の人員は、数は少ない上に庶務課と兼任しているか、警察業務に携わっているかのいずれかであり、職務の実態として警察と勸業の明確な業務上の区別がなされていなかった。さらに規則が明確なものは、他の部署の管轄にある状態であり、勸業という業務は殆ど行われていなかった。明治8年4月には学務課の創設により同課に移管されたが、未だ教育行政と産業政策の業務上の区別が明確になされていなかった。

明治8年12月には府県職制並事務章程（太政官第203号）により、府県当局内における課水準の職務分掌が設定された。この段階で一度は各府県画一的な組織構成がなされたものの、明治10年代に入ると各府県独自の裁量で府県職制で定められた職務分掌の範囲、つまり課を構成する各係単位の改組がなされることとなる。

ところで群馬県では、この達を受けて勸業課が創設され漸く産業政策を専門に扱う部署が発足するに至った。以降の同課における明治12年までの具体的な業務として、官金の貸与より器械製糸場や牧場等を開設し、明治10年の内国勸業博覧会の開設に当たる等の事業の他、勸業場の運営を行った。部署の人事については、内務省勸農局より属や牧羊場卒業生の起用、課員の人工養魚の伝習への派遣が挙げられる⁽⁷⁾。

明治12年以降は、県会発足により勸業政策が地方税勸業費支出の範囲において行われるようにな

る。この時期の勸業政策担当部署は、他の部署を吸収してその機能を拡大する傾向にあった。

その組織沿革を述べると、以下のような変遷をたどる⁽⁸⁾。明治10年12月の段階で、県甲103号により、勸業課は勸農科・勸工科・勸商科・銀行科の4科で構成された。これが明治13年4月には、その呼称が科より係に変更された。翌14年5月には課内の係は常務係・農務係・工商務係・銀行係の4係に改組され、同年8月には山林係が編入された。

この山林係の勸業課への編入が、明治10年代群馬県勸業政策担当部署の組織拡大における大きな特徴のひとつであった。

その理由として、農商務省の開省に代表される中央官庁の再編が考えられる。山林事務は初め民部省の管轄であったが、内務省地理寮を経て同省地理局に移管され、同局山林課となった。そして明治12年5月に同課は山林局として独立した。この山林局が明治14年4月の農商務省開設と同時に同省への移管となったのである⁽⁹⁾。

つまり山林業務の管轄は、内務省から農商務省への移管—換言すれば地理担当部署から農政担当部署への移管がなされたのである。群馬県における山林係の地理課から勸業課への移管は、農商務省発足から僅か1箇月後のことであった。

改組の時期や状況が中央官庁の再編と酷似しており、この場合、群馬県が中央官庁の動向に影響を受けたものと考えられる⁽¹⁰⁾。後述するが、勸業課はこの編入により構成員の大幅な増員となる。

明治16年10月には課内が農商係、山林係、銀行係に改組され、翌17年6月には地理係が編入された。この年の職員構成は、「判任十一人準判任五人雇十人ニシテ四等屬安藤省三ガ長」であった⁽¹¹⁾。

翌18年8月には山林係と地理係が合併しその呼称は地理係となり、9月には庶務課より勸業課に驛通係が移管した。課長も眞野節一等属が「轉任シ調査課長ヲ以テ本課長ヲ兼ヌ」ることとなった⁽¹²⁾。

これまでの行論を整理すると、農業、工業、商業及び銀行という区分が存在し、銀行係を除いては、その線引きが曖昧な統廃合を繰り返す流れが確認出来る。銀行係がこの時期に一貫して独立しているのは、松方財政に伴う銀行の整理が目的と考えられる。その他、山林係が地理係と合併した点については、入会地の払下げや植林事業等について政府が積極的に動いた時期ではなく、そうした事情を反映しているものと考えられる⁽¹³⁾。

ところでここまで明治初頭より10年代の改組の流れを追って来たが、明治8年の府県職制公布以降の改組は、その枠内において係単位の改組が県当局主導により行われた。

しかし明治18年の内閣制度発足に伴う翌19年の各省官制（勅令第2号）、そして同年7月の地方官官制（勅令第54号）公布によって、状況に変化が訪れる。

この地方官官制は、内閣制度に適合させるため、地方行政組織の整備を意図したものであり⁽¹⁴⁾、各府県の行政組織の大枠を定める側面があった。明治4年の県治条例や明治8年の県治章程以降は府県によって行われていた当局部署改組が、この時期の急速な地方自治制度整備の一環として国家の主導によってなされた。そしてその過程で群馬県勸業政策担当部署も、他部署と同様に再編されることとなったのである。

地方官官制の部署割りに関連する重要箇所を抜粋すると、以下のようである⁽¹⁵⁾。

第十三條 知事ハ其須要ニ從ヒ俸給豫算定額内ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ經技術官官等俸給例ニ依リ技術官ヲ置クコトヲ得 但地方税ヲ以テ支辨スヘキ事業ノ經費内ニ於テスルモノハ内務大臣ノ認可ヲ經雇員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得

第二十四條 府縣廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲ニ第一部第二部ヲ置キ部中便宜課ヲ設ケ書記官ヲシテ各一部ノ長タラシム

第一部

- 一、府縣會水利土功會區町村會議ニ關スル事項
- 二、地方税區町村費備荒儲蓄ニ關スル事項
- 三、外國人ニ關スル事項
- 四、文書往復ニ關スル事項及官印府縣印ヲ管守スル事項
- 五、農工商務ニ關スル事項
- 六、他部ノ主掌ニ屬セサル事項

第二部

- 一、土木ニ關スル事項
- 二、兵事ニ關スル事項
- 三、學務ニ關スル事項
- 四、監獄ニ關スル事項
- 五、衛生ニ關スル事項
- 七、會計及公債證書ニ關スル事項

第13条において技官の雇用を予算の範囲で認可している。先述したように内務省勸農局やこの後成立した農商務省との伝習等の交流の他に、この時期は既に農学校から卒業生を送り出しつつある時期であり、こうした時流に対応するものであろう⁽¹⁶⁾。

そして第24条においては、第一部の「五、農工商務ニ關スル事項」の課とされている。群馬県の場合は、その呼称は「農商課」である。課内に公的な係は存在しない。

当時の事情として「一等屬眞野節群馬縣緑埜多胡郡長兼南甘樂郡長ニ轉任セシニ依リ収税屬高瀬四郎代之農工商務山林驛通ニ關スル事務ヲ取扱フ」とあるので、同制度公布以前より銀行係を除いた業務を一通り継承しているものと考えられる。

この地方官官制公布による改組は、それまで県当局が係単位で行って来たものがこの時点で名目上は国家によって全面的に再編されたことを意味する。ただし、大枠は各府県共通の職務分掌で再編されたとは言え、事務引継に支障を来さないことに群馬当局の配慮があったためか、部署の末端の職務分掌は地方官官制公布前の延長という性格が色濃いものと言える。

第2節 構成員の配属状況

次に改組の変遷に続いて、部署構成員の配属状況や職務について考察を加える。その分析視角として、①部署の人数、②配属状況、③職務分掌の3点を中心に考察を行う。

まず①部署の人数である。【表1】からは、明治10年代半ばに判任官である属が大幅に増員されているが末期には半減し、代わりに等外（雇）が増員されていることが確認出来る。この詳細について触れる。

顕著な増員がなされているのが、明治13年1月から同15年1月の間の期間である。属が8名、準判任が4名の計12名が増員された。

この間における部署改組の動向として注目すべきことは、先述した明治14年8月の地理課より勸業課への山林係移管である。この改組を反映したためか、この時期における職員の異動状況を確認すると、明治13年1月の時点で地理課所属であった者で、同15年1月には勸業課所属となった者が、等外を含めて5名存在した⁽¹⁷⁾。

加えて【表1】より、山林係が勸業課の管轄となった直後の明治15年における山林係所属の人員は、課員18名中他部署との兼任も含めて11名と過半数を占め、その中で同係移管前の所属部署である地理課のみを兼任する人員だけでも7名存在する。山林係の勸業課移管が同課の増員に対して如何に大きな影響力を及ぼしたかが理解出来る。

明治10年代の構成員数の推移における最後の大きな変化は、18年から19年のかけての属の減員と等外の増加である。属が4名の減員に対して等外が13名の増員である。

これは先述した地方官官制に起因するものと考えられる。そしてこの改組の前後に、後述する安藤省三以下主要課員の依願退職のような人員整理の要素も多分に存在したと考えられる⁽¹⁸⁾。

続いて②部署の配属状況について触れる。

まず【表1】より出身構成員の出身府県ごとの分布について言及する。*印の付いている府県、

表1 明治10年代群馬県職員出身府県別人数

年次	静岡	千葉	群馬	その他	総計
明治10年	2(*)	1	1	1(1)	5
明治11年	2(*)	1	0	3(1)	6
明治13年	1(*)	1	1	5(1)	8
明治15年	4(*)	1	6	7(1)	18
明治16年	3	1(*)	6	7	17
明治18年	2	1(*)	6	8	17

注1 『群馬県職員録』明治10-11、13、15、18年（群馬県立文書館所蔵）、16年（群馬県庁所蔵）。

注2 (*)は部署の責任者の出身府県。人数は責任者も含めて計上。例えば明治16年・18年の場合、千葉県出身者は安藤省三のみ。

注3 人数は属のみであり、雇は除外。

明治10年代群馬県勸業政策担当部署における部署改組の変遷、および構成員の活動についての一考察（富澤・江崎）

つまり部署の責任者の府県が静岡や千葉で占められている。なおこの表を通じて、千葉県出身者は安藤省三のみである。こうしたことにより、部署の上層部は静岡県を中心とした旧幕臣と思われる他府県出身者で占められていたものと言える⁽¹⁹⁾。

因みに地元・群馬県出身者比率が年を追うごとに増加している傾向にある。その他は隣県である埼玉県、東京府、そして山口県等の出身である。県内出身者の勸業政策担当部署への配属は、明治13-15年の間に急激に増えている。この動向部署構成員の増員とも連動している。後述する山林係吸収が主要因であると考えられる。

分布に次いで人員配置について言及する。【表2】は、明治15年当時の群馬県勸業課の人員配置である。なお課長以下、課員は全て判任官である。この時期においては、県令以外では、課長の上に位置するのは奏任官の少書記官であり、部署は県令直属であった。こうした事情から、勸業政策の策定・遂行にあたっては、明治20年代以降のような部署の責任者に技師や奏任官の事務官が配属された時期の状況に比して、勸業課長以下部署の中心に位置する判任官課員に委ねられた裁量は、大きかったと言えよう。

課長の大木清は静岡県士族で、その次に官等の高い安藤省三は千葉県士族である。安藤省三の職歴については後述する。以下、県内出身の七等属が2人、その下は他府県出身者や等外を含めて4名という人員配置である。明治11年以後は課長・大木清と次席に安藤省三という人員配置が続く。

大木清が課長に就任したのは、正確な期日は特定出来ないが、当時の職員名簿によれば明治10年7月16日から同11年8月14日の間である⁽²⁰⁾。そして、安藤省三が課長に就任した明治16年6月7日までその地位にあった可能性が高い⁽²¹⁾。安藤省三は明治18年8月まで勸業課長の地位を引継いでいる⁽²²⁾。

続いて大木清・安藤省三以外の課員の人員配置についてである。まず明治10年代の前半から末期にわたって勸業課に在籍したと考えられる課員は壬生篤義、瀧野壽茂、世木真人の3名であった⁽²³⁾。

そして明治14年8月の山林係吸収以降は、渡部當一、関谷東一郎、宮下留吉、須田卓象、國枝（旧姓・前田）鼎の5名が少なくとも明治18年の時点までは在籍していた。

つまり部署全体の人員配置としては、従来の農商工および、銀行業務と、吸収した山林業務の担当部署に、それぞれ固定した人員が数名配置されていたと考えられる。

最後に、③である課内の「科」もしくは「係」ごとの職務分掌について触れる。ここでは【表1】・【表2】の明治15年1月の状況を事例として考察を加える。同時期における勸業課の職務分掌は常務係・農務係・工商務係・山林係の4係体制であった。先述したように、前年である明治14年8月には山林係を吸収した。

明治10年代群馬県においては、先に記した職務分掌の内では、部署の統括ともいえる常務係を除いて農務・工務の2係内、つまり係の名称変更後も農工商業担当の部署内での係兼任は頻繁に見受けられた。ところが山林・地理の担当部署と他の部署は事情を異にしていた。

山林係吸収直後の【表2】の時点では、課の中枢に位置する安藤省三の他に利根川孫六、関谷東

表2 勸業政策担当部署職員の配属状況

官等\年次	明治10年	明治11年	明治13年	明治15年	明治16年	明治18年
一等属			*大木親	*大木親		
二等属		*大木親				
三等属						
四等属	*伊藤小舟				*安藤省三	*安藤省三
五等属				宮田信敬(山・地)	渡部當一(山・地)	渡辺當一(山・地)
				安藤省三(常・農・山)		世木真人(銀)
				渡部當一(山・地)		
六等属			安藤省三(農・工)		池田義重(山・地)	関谷東一郎(山・地・農商)
			近藤清		関谷東一郎(農商・山)	加藤義質(農商・銀・山)
			世木真人(銀・公)			
七等属			岩手厚雄	池田義重(山・地)	山本政恒(銀・会)	壬生篤義(農商)
				利根川孫六(常・山・地)	壬生篤義(農商)	
				関谷東一郎(常・山・地)	加藤義質(農商)	
				壬生篤義(農)		
				加藤義質(農・山)		
八等属	大野和信	安藤省三		瀧野壽茂(農・工)	瀧野壽茂(農商)	瀧野壽茂(農商)
	安藤省三		白石益雄(常・工)	宮島留吉(地・山)		
九等属	大戸甚太郎	上條上	熊谷順次郎(農・工)	宮島留吉(山・地)		須田卓象(農商・銀)
			壬生篤義(農・工)			國枝鼎(山・地)
						森下鑛吉(山・地)
十等属		壬生篤義		森下鑛吉(山・地)		河野純一(農商)
			須田卓象(常)			
準判任		井口直樹				久野久
						井上寛二(農商)
						柴田徳(農商)
						吉田確造(農商)
						前島毅(山・地)
等外一等			三國貞五郎			
等外二等						
等外三等		三國貞五郎				
等外四等	上山秀久					

注1 『群馬県職員録』明治10、11、13、15、17、18年(群馬県立文書館所蔵)明治16年(群馬県庁所蔵)、より作成。

注2 空欄は、官等に該当する者がいなかったことを意味する。

注3 ()は所属。文字の意味は以下の通り。農…明治14年までは勸農係、以降は農務係、工…明治14年までは勸工係、以降は工商係、地…地理係、山…山林係、銀…銀行係、常…常務係、農商…農商係
なお、記載が無い者は、史料に記されていないことを意味する。

明治10年代群馬県勸業政策担当部署における部署改組の変遷、および構成員の活動についての一考察（富澤・江崎）

一郎の2名が租税課地理係にも在籍している⁽²⁴⁾。利根川孫六、関谷東一郎の2名は、先に在籍した部署の影響が強いものと考えられる。

さらに明治18年の段階では、山林・地理のいずれか、もしくは双方と他部署を兼任している人物が先述した関谷東一郎以外は見当たらない⁽²⁵⁾。関谷東一郎は活動の主体が地理課出身を反映してであろうか、山林係であり、その他山林・地理係に在籍する課員の状況は、属の渡辺當一、宮島留吉、國枝鼎、森下鑛吉が山林・地理の兼任のみであり、等外の前島毅も同様というものであった。

つまり職務分掌についていえば、農商工と山林という鮮明な色分けが出来るということであり、これは部署の統合事情が色濃く反映されているものと考えられる。さらにこうした傾向は、明治20年代前半の勸業政策担当部署・農商係の課員の顔触れや、職務分掌にも色濃く反映されることとなる⁽²⁶⁾。

国政水準の政策から判断すれば、まだ明治後期以降に比して林業そのものが補助金を含む予算・人員の点でさほど集約的ではなく、旧入会地の払下も本格的に始まっていない時期の事情を反映しているものといえよう⁽²⁷⁾。

ここまで明治10年代群馬県の勸業政策担当部署における改組や構成員の人数の推移や配属状況について検討を加えてきた。結論として言えるのは、以下のようなことである。

各府県当局の組織的枠組は、明治8年の府縣職制を土台として成立していた。こうした流れの上に位置する群馬県においては、勸業政策担当部署の名称は10年代末期まで「勸業課」であった。

改組の大筋としては、その末端の係単位では再編を行いつつ、中央官庁の再編に呼応しながら山林係等、他部署を吸収していった。しかし最終的には、組織の末端の部分においては県主導の改組の上に成り立っていた枠組みが、明治19年の地方官官制公布により再編を伴うこととなる。この段階では、群馬県の勸業政策担当部署の名称は「第一部農商課」となる。末端の係は存在しない。

続いてその構成員の増減や配属状況である。明治10年代前半の勸業課は数名から10名弱で構成されていた部署であった。ところが明治14年の山林係編入により構成員数が倍化する。しかし明治10年代の末期には内務省の予算削減に伴い、大幅な人員削減がなされたものと考えられる。属の数が半減し、その補充として等外（雇）が部署の過半数を占めた。

構成員の性格については以下のようなことが挙げられる。課長以下上層部（ここでは判任二一六等）は静岡県（旧幕臣）・千葉県の出身者で占められていた。しかし地元群馬の出身者が漸次増加し、全体における比率を高めている⁽²⁸⁾。

第2章 部署構成員の活動内容

第1節 勸業予算の確保

前章では部署構成員の配属状況について触れたが、ここでは安藤省三の事例を中心にその活動内容について考察を行う。具体的には、①県会における勸業予算の確保と、②産業上の要地視察や同

業者組合設立を目的とした上京を含めた各種出張の2点である⁽²⁹⁾。

安藤省三は長い在任期間や課長経験を有する履歴、予算や政策そのものに関する重要な役割から、明治10年代の群馬県勸業政策担当部署を代表する構成員といえる。

天保11年生まれの旧生実藩士・安藤省三は、明治3年に府藩県三治制施行の中で生実藩士より横滑りする形で生実県少属に就任した⁽³⁰⁾。そして廃藩置県や一連の府県統合に伴い、印旛県属・千葉県属を経て明治9年に熊谷県属に就任した。以後、群馬県当局勸業課に籍を置きつつ、地租改正に携わる等、明治10年代群馬県農政の中枢に位置し、明治19年に依願退職した。

この安藤省三の明治10年代の勸業課在籍中の職務履歴において大半を占めるのが、県会における活動と各種出張である。

まずは①である。この時期における各府県の勸業予算は、各府県とも地方測候所や農事試験場といったような各府県共通の農業インフラの整備や農会の府県水準での系列化が未着手法段階であり、先述したような県令や知事の裁量が大きい時期であった。そのため各府県の勸業予算である地方税勸業費支出の額も、大方の府県は、県会の動向や地方の産業事情により10,000円弱の予算額で振幅があった⁽³¹⁾。そしてこうした事情は群馬県にも該当した。明治10年代において勸業予算が最高支出額を計上したのは、後述する明治15年のことであり、その金額は共進会開催予算を中心とする7,695円である。逆に最少額は明治19年の212円である。この時期、群馬県1県においても200円強から8,000円弱までの振幅があるのが現実であった⁽³²⁾。

ただし府県主体の勸業予算の編成とはいえ、時の産業事情に応じて、ある程度の共通項は存在した。例えば、明治10年代前半は殖産興業路線に位置する勸業場の経営、勸業委員の活動経費支出等であり、この時期全体としては、内国勸業博覧会や各種共進会の経費等が挙げられる。

こうした府県水準での政策立案が主体となる時期において、当局の予算確保に尽力したのが安藤省三や大木清といった県属であった。【表3】は安藤省三の官等・俸給及び職歴を示したものである。当人は明治10年代初頭には、農事通信委員や県会議事取調委員といった中央官庁との連絡や、この時期頻繁に行われた産業調査などに携わっている形跡がある。そして同10年代中期以降は、おおむね部署を掛持ち、且つ県会の答弁などを行う等、勸業政策担当部署の主軸を担う活動を行うこととなる。

その予算確保の成果の極点が、明治15年3月の通常県会での折衝と考えられるので、事例として挙げることにする。議事の文言を追うことによって、この共進会に対する群馬県勸業課の対応の輪郭も、自ずと見えて来るものと考えられる。松方財政による不況や県会における自由党系勢力の反対という困難な状況下、当局は同年桐生で開催される七県連合共進会の経費・4,000円の予算の全額可決を達成したのである⁽³³⁾。この支出は、明治10年代における同県の勸業予算項目の中でも最高額のものであり、後年2,000円を超える共進会出品予算が大幅な減額修正を迫られていることから、県令の支援もさることながら、当局のこの時点での全額防衛の意義が際立っている。

次に、その明治15年3月の通常県会での議事について触れる。開催予算を支出するにあたり、安

表3 安藤省三の職歴

年 月	官 等	月 俸	配 属	役 職
明治11年1月	七等属	25円		農事通信委員
同年12月	六等属	30円		
明治12年4月	〃	〃		県会議事取調委員
同年9月	〃	〃		内国勸業博覧会事務担任
明治13年4月	五等属	35円	勸農・勸工	
明治14年3月	〃	〃	〃	県会答弁委員
同年8月	〃	〃	常務・山林	
明治15年2月	〃	〃	〃	県会答弁委員
同年12月	〃	〃	常務・農務・山林・銀行	
明治16年2月	〃	〃	常務・農務・山林	県会答弁委員
同年6月	四等属	40円	勸業課長	
明治17年3月	〃	〃	〃	県会答弁委員
明治18年8月	〃	〃	依願により勸業課長解任、農商係兼地理係勤務	
明治19年8月			退職	

注1 『退官者履歴』明治21—23年「群馬県行政文書」（群馬県立文書館所蔵）より作成。

注2 役職が解職になった期日は不明。

藤省三は議案説明で次のように述べる⁽³⁴⁾。

甲第十一號議案附録説明

本年度ニ於テ聯合共會進ヲ開設スル所以ハ本縣下ノ主産物繭生糸織物ノ三種ヲ改良シ益民業ヲ振興セシムルニ外ナラス殊ニ共進會ナル者畜ニ一回ノ開設ヲ以テ其効ヲ結了スルモノニアラス ①故ニ前年度神奈川縣下ニ於テ開興ノ四縣聯合共進會及上毛繭共進會多少ノ途ニ就クト雖トモ未ダ充分ノ緒ニ就クヲ得ス其故何ソヤ充分ノ出品ヲ蒐集スルニ至ラス 故ニ改良熱心者ノ多カラサル是欠點ト云ハサルヲ得ス②畢竟競争ノ念慮未タ全カラサルヲ以テ該會組合ニ於テ今年續テ共進會開設ノ議起リ其ヲ位置ヲ續キ前同盟縣々合議第二回ヲ本縣ニ開クノ議ヲ豫定セリ因テ考フルニ管内所産ノ繭糸ヲ對比競争セシムルニ福島長野兩縣下ノ所産ニアラサレハ其功傳(マ)キヲ覺ユルヲ以テ右兩縣並山梨縣ヲ更ニ加ヘ七縣聯合ノ同盟ヲ結ヒ本年九月一日ヨリ十月廿日迄日數五十日間縣下前橋町ニ開設セントス則チ本縣於テ第二回ノ當番ヲ引受ルニ付爰ニ於テ③該會費ノ豫等ヲ立ル前記之通有之如斯費用負擔支出スルモ七縣下ノ物品ヲ縣下一場ニ蒐集陳列縦覽ノ便ヲ得ル地元縣民ノ益量可カラスシテ決テ僅少ノ事ニアラサルヲ信ス是此費途支出ヲ要スル理由ナリトス

下線部①の大意は、共進会を開催するにしても一朝一夕には成果が挙がらない旨を、前年の共進会

の事例を引き合いに出して述べていることである。同じく前年、つまり明治14年の第二回内国勸業博覧会においても県当局の評価は芳しくなかったようであり、この七県連合共進会の後日の報告書にはその旨が記されている⁽³⁵⁾。

続いて下線部②からは、先に触れた事情から産業従事者の無気力を憂い、付近の県、殊に蚕糸業の先進県である長野や福島などとの交際を通じての発展を促すべく他府県との連携を行った旨を述べている。結果として、この共進会においても福島・長野両県の入賞率は高かった。

そして議案説明の最後に、下線部③のように議員を説得するための方途として、この共進会は地元開催のため相応の効果があることを述べた。

続いて議事に移るが、ここで安藤省三は、ここで県会に請求する予算については、期日の延期や急速な開催手続き等の事情によりその確保が難航することを踏まえた上で、「元来此議案ハ不完全ナルモノナレハ願クハ之ヲ親高四千圓丈ニテ可決セラレタシ」と、大枠の予算額の確保を目指す旨を述べた。その理由として、「其故ハ此細目ニ至テハ決シテ原按通りニモ行カス必スル爲ニ實際ニ臨テハ彼此流用セサルヲ得ス」と、折からの不況で経費捻出が難航し、共進会開催の経費を全額地方税で賄うことが出来ない旨を述べた上で、「然ルニ若シ之ヲ逐條審議セハ或ハ恐ル爲ニ實際ニ適セサルノ決議ヲ得ン」と、必要以上の減額を防ぐために前以て大枠の予算を確保しようという方針を述べた⁽³⁶⁾。

2次会に入って議員の中でも賛否の意見が交わされた。反対派の意見としては、財政上の側面としては、反対派は不況の中「共進會ノ如キ實ニ獎勵ニハ必要ナル可ケレトモ亦經濟ノ點モ顧慮セル可ラス現ニ本年ハ十四年度ニ比スレハ八萬圓余ノ額ナリ實ニ地方財務多端ノ秋ト謂フベシ」と財務規模が拡大している旨を述べ、対する賛成派は「此ノ四千圓ヲ地方税ヨリ出スカ爲メニ縣下ニ六七千圓位ノ収入ハ得ラルヘシ然ラハ則チ地方ヨリ出シテ地方ニ収入スルナリ取出相償ハザルモノニアラス」と、予算以上に収益性があることを主張した。

開催の手続きについても異論があり、県当局が県会の了解を取らなかったことに対して、「地方税ヲ以テ支辨スヘキ共進會ナラハ約東前ニ縣會ニ問フヘキニ其序列モナク勝手ニ約束シタルモノナレハ其費用モ勝手ニ支辨スヘシ」という反対意見がなされた⁽³⁷⁾。その他、反対意見としては「本縣ノ經濟ハ生糸ヲ以テ立テリト云フモ不可ナルナシ然ルニ生糸ハ結局織物ニ適セサレハ生糸ノ効ナシト云フモ可ナリ故ニ桐生ニ開クヲ以テ至當トス」と、開催地の変更賛成する意見等が交された。

結果として、賛成18票、反対6票という結果で可決がなされた。

県当局側は既成事実を県会で押し切るためか、史料的确証はないが、恐らく周到な多数派工作を行ったものと考えられる。さらには生糸巻印紙発行予算と共進会予算、このふたつの予算項目がこうした方法で建議されること自体、県会の猛烈な抵抗を予想していたものと考えられる。

以降の群馬県における地方税勸業費支出であるが、明治18年の通常県会においては同業者組合設立を視野に入れた生糸の品質保持のための巻印紙発行等により一定額の予算を可決させるが、翌19

明治10年代群馬県勸業政策担当部署における部署改組の変遷、および構成員の活動についての一考察（富澤・江崎）

年以降は急激な縮小を見せる⁽³⁸⁾。こうした状況は他府県にもみられる。先述した内務省の予算や人員の削減と連動していると考えられる。

次に②関連施設・重要地域や中央官庁への出張である。これは製糸業や織物業等の県内産業の重要地への出張、そして農商務省の「間接勸業」政策である同業者組合結成に際して、国家の意向を汲むための課員の中央官庁への出張、この2点に分類される。

まず県内産業の要地に対する出張である。【表4】は、明治10年代における安藤省三の出張状況を示したものである。明治11-13年の間に生産会社への7回の出張が確認出来る。これは発足式への出席や帳簿の点検、各種調査等がその目的である⁽³⁹⁾。その他分野別に見ても、県内の基幹産業である養蚕製糸業や鉱業に関する出張が確認出来る。【表4】に記してはいないが、出張先を地区別に分類すると、富岡や桐生、伊勢崎等への出張が確認出来る。おそらく養蚕製糸業や織物業に関する出張と考えられる⁽⁴⁰⁾。こうした産業調査を裏付ける根拠として、時の県の布達を確認するならば、積極的な調査事業を行っていることがわかる。

さらには他の課員の勤務状況も同様の内容と考えられる。例えば先述した勤続年数の長い瀧野壽茂も、その職歴は雇時代から安藤省三と同様のものである⁽⁴¹⁾。

出張の分類の后者、つまり中央官庁の訪問について触れる。明治10年代の後半には、前田正名を中心とする農商務省主導の同業者組合設立運動は県の布達等を通じた指導により展開されるが、【表4】よりこの布達を出す前の段階において課員の度重なる上京が確認出来る。安藤省三の記録によれば、明治16-18年の間で実に8回もの上京が確認出来る。ただ瀧野壽茂の履歴からは上京が確認出来ないことから、この種の出張は課長水準のみと考えられる。

次の史料は、安藤省三の上京と同業者組合の関係を示すものである⁽⁴²⁾。

表4 群馬県属・安藤省三の明治10年代における出張状況

年次	養蚕・製糸	牧場	新田地	生産会社	鑄鉄場	防虫	樹芸場	収穫	県内・目的不明	他府県(上京)	行先不明
明治10年	2				1						
明治11年		1	1	1		1		1			
明治12年				5			1			2	
明治13年	3	1		1					4		
明治14年									2	2(2)	
明治15年	1								2		
明治16年		1							5	1(1)	
明治17年									7	3(2)	2
明治18年									7	6(5)	

注1 『退官者履歴書』明治20、21-23年「群馬県行政文書」（群馬県立文書館所蔵）より作成。

蠶絲業組合

蠶絲業組合組織ハ明治十八年農商務省第四十一號蠶絲業組合準則ニ基キ各府縣適宜準則ヲ制定スヘキノ處寛嚴其度ヲ異ニシ方法區々ニ出ルトキハ組合組織上穩當ナラサルノ懸念ヨリ主務者ヲ東京ニ會同シ府縣一定ノ規約ニナサン爲メ農商務書記官ノ照會ニヨリ本縣素ヨリ同意ナルヲ以テ眞野一等屬安藤四等屬出京ヲ命セラレ規約草稿ヲ了シ明治十九年一月甲第一號ヲ以テ組合準則ヲ發布シ養蠶蠶種製造者ヨリ一名改良坐繰及提造生糸製造者ヨリ一名繭生糸取扱商ヨリ一名ツ、各郡ニ惣代ヲ撰擧センコトヲ達シ二月二日ヲ期シ前橋町ニ集合セシム

同時期の蚕糸業に関連した諮問会や明治17年の同業者組合準則、そして翌18年の蚕糸業組合準則の公布を受けて、農商務省より組合設立のための法令の草稿を受取り、同産業の有力者を選挙で選出した、ということである。ちなみに、安藤省三と上京した「眞野一等」は、先述した本庁勤務、郡長を経て農商係長に就任する眞野節である。

この2名の上京については、期日は正確ではないにしろ、少なくとも明治18年中になされたことは確かである。つまり安藤省三の職歴と一致する。

こうした上京と並行する形で群馬県内においても同業者組合、群馬県においては蚕糸業組合の県支部設立が進行する⁽⁴³⁾。

むすびにかえて

明治10年代における行政制度の整備は地方行政においても、官等俸給の整備から服務規程の体系化等多岐にわたった。反面、組織的枠組みの構築に代表されるような実務的な面における整備が遅れ、これを補完する形で明治19年の地方官官制が公布された。しかしこの時期は中央官庁の政策に統一性を欠き、勸業政策は殊に地方においては有効な改組が出来たわけではなかった。

一方その構成員については、県職員の採用制度が不安定な状況下、殊に勸業政策担当部署のような専門性の問われる部署において、地方では府県当局単体で行う事業には学士の技官の招聘が行われていない時期であり、その打開策として旧体制における要人の登用が急務となった。群馬県における明治10年代の安藤省三は、まさにその典型的な人物であった。

当人の藩士時代の経歴は詳らかではない。ただ、天保11年生まれの一藩士が明治3年より30歳にして横滑りする形で地方庁少属に就任し、以降生実県時代より一貫して地租改正を含む県農政に携わっていることや、印旛県から転出して熊谷県令に就任した河瀬秀治を筆頭に、時の熊谷・群馬両県に千葉県出身者が、それも中堅以上の職員として少なからず在職していることから、おおよその人物像を描き出すことが出来るものと考えられる。

そして安藤省三以下、県職員の職務範囲は、県会における勸業予算の確保から県下要地の視察、中央官庁との打ちあわせのための上京等、多岐にわたり、殊に部署の中枢に位置する安藤省三の職

明治10年代群馬県勸業政策担当部署における部署改組の変遷、および構成員の活動についての一考察（富澤・江崎）

歴は、科学農法に裏付けされた専門技術を除いては、明治20年代における農科大学出身の技官を彷彿とさせるものであった。

さらにはこうした構成員によって担われた部署の活動は、松方財政に伴う諸々の影響により一貫性を欠いたとはいえ、我国の産業力向上を期した共進会開催や経済秩序の回復を目指した同業者組合設立など、農商務省の中心的な政策を府県水準から支援するものに他ならなかった。

明治20年代になると、農政は科学農法の普及に伴い徐々に学士の時代へと推移していく。さらには明治19年公布の各省官制によって、技官の官等俸給の序列は各省庁統一の基準が新たに設けられたことから、以前より格段に明確になった。こうした時代的潮流を背景に、育成された農学士が、中央官庁や各府県の技師・技手として予算面作成や各種農会結成などの実務面において、その辣腕を振るうこととなった。

一方、各府県庁における行政職も、時の教育制度と連動した採用制度が整備され、中学校以上の学歴を有した者が徐々に採用され始める。地方においては、この時期を境に近代的教育制度に依拠した人物が、官吏として登場する時代が到来するのである。

ここで明治10年代における群馬県勸業政策担当部署構成員の活動の歴史的意義を問うとすれば、府県水準の勸業政策において、旧体制における要人が政策の実働部隊として活動した最後の時代であったと言えることが出来る。

最後にここで触れることの出来なかった勸業政策担当部署構成員の活動、当時の農業水準や老農や町村との連携、部署構成員の県会議員との接触等の視点を加味しながら、明治20年代以降の研究を進めていくことが今後の課題である。

（とみざわ かずひろ・高崎経済大学教授／

えさき さとし・本学大学院地域政策研究科博士後期課程）

【註釈】

- (1) 『内務省史』第1巻（大霞会内務省史編纂委員会、昭和46年3月）89頁。
- (2) 「勸業政策担当部署」という語句を用いる理由として、同部署が、他府県の事例も含めて、明治期においては係から課、そして部まで部署の組織規模を拡大する動向を見せたからである。そしてその都度、部署の名称も変更が伴ったことが挙げられる。
- (3) 江崎哲史「明治10年代群馬県の勸業政策を巡る県当局及び議会の動向について」『日本地域政策研究』第2号（日本地域政策学会、平成16年3月）。
- (4) 三浦黎明『岩手県の勸業政策と農会－日本の近代化と東北開発のはざままで－』（刀水書房、平成10年4月）。
- (5) 『群馬県行政文書目録』第7集（群馬県立文書館、平成7年3月）1頁。
- (6) 『群馬県勸業第一回報告』『群馬県立博物館文書』（群馬県立文書館所蔵）1頁。
- (7) 前掲（6）『群馬県勸業第一回報告』93-94頁。養魚はこの他、榛名湖の人工養魚については、『明治17-21年勸業年報』『群馬県行政文書』（群馬県立文書館所蔵、94-95頁）より、「水質魚兒放育ニ適セルヲ以テ明治十八年始メテ農商務省水産局ニ於テ魚兒放育ノ舉アリ 同年十月局員五十嵐誠高ノ派遣アリテ榛名山山村ニ一ノ養魚試験場ヲ設ケ鱒卵各數萬粒ヲ搬入シ人工孵化ヲ施シ發育ノ度ヲ計リ十九年三月鱒兒三萬尾鱒兒一萬尾ヲ放流シタリ 明治十九年ニ於テモ同局技手楠木余三男出張シ人工孵化法ヲ施シ本年三月又鱒兒各數萬尾ヲ放流ス」という記録が確認出来る。

- (8) 改組の推移については、『群馬県行政文書簿冊目録』第1集(群馬県立文書館、昭和59年3月)165-168頁の表を参照。
- (9) 前掲(1)『内務省史』第1巻、135頁。
- (10) 例えば他府県の事例として、滋賀県も群馬と同様の改組を行っている。埼玉県においては明治17年5月に地理課が設立された段階でそれまで勸業課にあった山林係が同課に移管したが、翌18年10月に地理課が廃止になると同時に再度勸業課への移管となった。福島県においても明治17年9月に地理課が廃止になっている。以上のことから、各府県によって時間差はあるにせよ地理課が廃止された後、勸業課が地理課の山林事務を引継ぐという改組の類型があると考えられる。
- (11) 前掲(7)『勸業年報 明治17-21年』1頁。
- (12) 前掲(7)『勸業年報 明治17-21年』1頁。
- (13) 『現員表』明治23-29年「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵)。20年代前半には、地理課から土木係が独立した経緯があるためか、地理係の職員が農商係のみならず土木係へ転属する事例が少なからず存在する。一方、盗伐禁止等の啓発が当局によって行われていたことが、明治10年代の県当局の布達より確認出来る。
- (14) 前掲(1)『内務省史』第1巻、171頁。
- (15) 『法令全書』第19-2巻(原書房、昭和52年6月)286-287頁、明治19年7月12日公布、勅令第54号・地方官官制。
- (16) 『農林水産省百年史』上巻(『農林水産省百年史』編纂委員会、昭和57年6月)122頁。駒場農学校においては明治13-16年の間に141名の卒業生を送り出している。
- (17) 『群馬県職員録』明治13・15年(群馬県立文書館所蔵)。
- (18) 『気象百年史』(日本気象学会、昭和50年3月)103頁。
- (19) 『群馬県史』通史編7(群馬県史編さん委員会、平成3年2月)102-103頁、116-117頁。府県によって特定の藩出身者の勢力が存在する状況は、維新以降明治10年代までは他府県においても同様である。例えば同時期の愛知県においては、旧肥後藩出身者が県政の中樞を担っていた。
- (20) 『群馬県職員録』明治10-11年(群馬県立文書館)。
- (21) 『退官者履歴書』明治21-23年「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵)、および前掲『群馬県職員録』明治15年。少なくとも明治15年1月の時点では在職中であった。
- (22) 前掲(21)『退官者履歴書』明治21-23年。以降の勸業課長職は、『勸業年報』明治17-21年「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵)によれば、地租改正に功績の大きい眞野節、そして収税属の高瀬四郎に引継がれることとなり、明治20年代を迎えることとなる。
- (23) 前掲(20)『群馬県職員録』明治10-11、および13、15、18年、前掲(21)『退官者履歴』明治20年。壬生篤義は同史料より11-18年まで、瀧野壽茂は雇時代も含めて同11-19年に勸業課に在籍したと考えられる。山口県士族出身の世木眞一は、5-6属として明治10年代を通じて銀行業務に携わっていた。当人の所属していた第六課(出納)銀行掛が明治11年3月に勸業課移管となった。
- (24) 明治13年6月の時点では地理科は土木・駅通・山林の三係を擁していたが、その直後、土木課が独立し、同14年には先述したように山林係が勸業課に移管、そして明治15年8月には地理課そのものが廃止され、地理係は租税課、駅通係は庶務課の管轄となった。
- (25) 前掲(23)『群馬県職員録』明治18年。関谷東一郎は、活動の主体が地理課出身を反映してか山林係であり、その他山林・地理係に在籍する課員の状況として、属の渡辺當一、宮島留吉、國枝鼎、森下鑛吉は山林・地理の兼任のみであり、等外の前島毅も同様である。
- (26) 『現員表』明治23-29年「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵)。その後、地理担当部署はしばらく設置されず、旧地理係の職員は主に第二課(農商係・土木係の2係で構成)に配属された。明治27年の部署改組により第二課は土木係・地理係の2係で構成されることとなり、地理係が再び設置された。
- (27) 林業に限定していえば、『群馬縣布達全書』「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵)からは、県当局は乱伐や盗伐などに対する規制を頻繁に行っていることが分かる。
- (28) 明治40年代には、地元出身者で郡書記から出世した事務官補を第四課(農務課・商工課で構成)長として送り出すこととなる。
- (29) その他の業務、例えば共進会事務や統計調査、官有物払下等については、別稿を用意したい。
- (30) 前掲(21)『退官者履歴書』明治21-23年および前掲(1)『内務省史』第1巻。

- (31) 『内務省統計報告書』明治20年代後半より、各府県とも地方測候所や農事試験場に加え蚕種検査の経費を支出するようになり、勸業予算はおおむね20,000円を超える予算が編成されることとなる。
- (32) 『群馬県会決議録』明治12-19年（群馬県庁所蔵）。
- (33) 前掲（3）江崎「明治10年代群馬県の勸業政策を巡る県当局及び議会の動向について」11頁。
- (34) 『十五年三月 群馬縣通常縣會議事録』第1巻（群馬県庁所蔵）174頁、勸業費1次会。
- (35) これらの事務的な手続きは、前掲（3）江崎「明治10年代群馬県の勸業政策を巡る県当局及び議会の動向について」11-12頁を参照。ちなみに、同報告書である「七県聯合繭・生糸・織物共進會報告書」（『群馬県史 資料編25』87頁。）には、次のように記されている。「本会ノ旨趣タル明治十四年内国第二回勸業博覧會開場ノトキニ当リ神奈川・埼玉・群馬・栃木五県在京ノ委員互ニ協議スル所アリ、蓋シ各管内皆織物ノ産出ニ富ミ有名ノ地名亦不少、乃チ神奈川県ノ八王子・青梅、埼玉県ノ川越・所沢・秩父、群馬県ノ桐生・伊勢崎、栃木県ノ足利・真岡、山梨県ノ郡内等ノ如キアリ、惜シムベシ、輒近其製造濫粗ノ弊甚シク染料ノ製純粹ナラズ、原糸ノ撰精細ナラズ、又綾羅ノ文彩画様ノ組織共ニ精巧ニ進マズ、為ニ大ニ其声価ヲ失墜スルニ至レリ」。
- (36) 『十五年三月 群馬縣通常縣會議事録』第1巻（群馬県庁所蔵）176頁、勸業費1次会。
- (37) 『明治十五年度群馬縣通常會日誌 從第廿一號至第卅一號』（群馬県庁所蔵）。同年の生糸の品質保証標である生糸巻印紙を地方税で発行することについても、諮問こそ行われたものの、議案の可否を問うことはなされなかった。
- (38) 前掲（3）江崎「明治10年代群馬県の勸業政策を巡る県当局及び議会の動向について」10頁。
- (39) 前掲（21）『退官者履歴書』明治21-23年安藤省三の職務内容の記録には、例えば明治10年12月15日には「利根川已南各地生産會社及生絲改所へ諸帳簿點檢トシテ出張申付候事」、同11年5月22日には「元緑埜組外三組養蚕實況視察トシテ出張申付候事」、同12年2月18日には「甘楽郡万場村第四生産會社開業ニ付岸良大書記官へ隨行申付候事」、といった記載がある。
- (40) 前掲（21）『退官者履歴書』明治21-23年。こうした産業調査を裏付ける状況として、群馬県当局は明治10年代前半に県内全域における各産業の調査を行っている。
- (41) 前掲（21）『退官者履歴書』明治21-23年。
- (42) 前掲（7）『明治二二年勸業年報』（群馬県立文書館所蔵）57-58頁。
- (43) 『群馬蚕絲業史』下巻（群馬蚕糸業編纂委員会、昭和29年）525-535頁。及び、江崎哲史「蚕糸業組合を巡る群馬県会議員の動向」『群馬歴史民俗』第25号（群馬歴史民俗研究会、平成16年）37-39頁。群馬県では、明治19年に蚕糸業組合中央部発足と各府県に支部が設立される以前より、県の指導でその母体となる組合が結成される動きがあったが、この時期の諮問会とほとんど同時期であり、組合結成についても農商務省の指導を受けた可能性がある。

【謝辞】

複写に御協力頂きました文書所蔵機関の皆様に対しまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。